



スマ農法 計画認定者※への優遇措置 (R7年補正)

※ 生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等

【機械・施設の導入支援 1】

①

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうち



スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

支援内容

品目ごとの技術課題の解決のため、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換により労働生産性の向上を図ろうとする産地内における農業者の機械等の導入費等を支援

補助率：①1/2以内（機械）（さとうきびは6/10以内）
②定額（ソフト）

③1/2以内（栽培体系の転換（畔取り、改植など））

補助上限：①、②、③合計で2.5億円（②は1,500万円）



[HPはこちらをクリック](#)

★ 個人申請OK

産地の計画に基づいて取り組む農業者への支援措置として、通常は地域協議会単位で都道府県に申請を行う必要がありますが、**計画認定者は個人(単独)で直接都道府県に申請することができます。**

★ ポイント加算

取組内容に応じてポイントの高い申請者から採択を行う仕組みとしています。**計画認定者には7ポイントが付与され（満点20ポイントに上乗せして加算）、採択審査において有利になります。**

②

地域農業構造転換支援対策

- ・地域農業構造転換支援事業
- ・新規就農者チャレンジ事業

支援内容

地域の中核となって農地を引き受ける担い手や認定新規就農者※1に対して、経営の改善・発展に必要な農業機械・施設の導入を支援※2

※1 独立・自営就農時の年齢が65歳未満の者が対象

※2 成果目標を経営面積の拡大、付加価値額の拡大、労働生産性の向上から1つ選択して取組

補助率：3/10以内（機械・施設）

補助上限：1,500万円（個人）、3,000万円（法人）



- [HPはこちらをクリック](#)
- ・地域農業構造転換支援事業
 - ・新規就農者チャレンジ事業

★ ポイント加算

[地域農業構造転換支援事業]

20ポイントを付与※（満点は53ポイント [担い手が取れるポイント]）

[新規就農者チャレンジ事業]

20ポイントを付与※（満点は60ポイント）

※ 成果目標として「労働生産性の向上」を選択した場合のみ。



スマ農法 計画認定者※への優遇措置（R7年補正）

※ 生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等

【機械・施設の導入支援 2】

③

産地生産基盤パワーアップ事業のうち



収益性向上対策

支援内容

収益力強化に計画的に取り組む産地における、計画の実現に必要な**集出荷施設の整備費等**を支援

補助率：1/2以内（施設）

補助上限：20億円/年（施設）

[H P はこちらをクリック](#)



★ ポイント加算

取組主体が施設にかかる生産方式革新実施計画の認定をとることで、施設の導入に対して、1ポイントが付与（満点は45ポイント）。

④

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうち



スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

支援内容

農作業の受託等を行う事業の立上げや事業拡大を行う**農業支援サービス事業者**に対して、サービス提供に要する**機械等の導入費**のほか、サービスの試行や人材育成等に要する**経費（ソフト経費）**を支援

補助率：1/2以内（機械）、定額（ソフト経費）

補助上限：1,500万円（機械）、1,500万円（ソフト経費）

※サービス提供範囲が都道府県域の場合

[H P はこちらをクリック](#)



★補助上限の拡大

促進事業者の補助上限は、**機械**については1,500万円から5,000万円に、**ソフト経費**については1,500万円から3,000万円に拡大されます。

※サービス提供範囲が都道府県域の場合

★ ポイント加算

取組内容に応じてポイントの高い申請者から採択を行う仕組みとしています。**促進事業者等**には**10ポイントが付与**され（満点は115ポイント）、**採択審査**において有利となります。



スマ農法 計画認定者※への優遇措置（R7年補正）

※ 生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等

【機械・施設の導入支援 3】

他の主な機械・施設支援事業の優遇措置

事業名	事業の概要	補助率など	スマ農法計画認定者への優遇措置
⑤ 担い手確保・経営強化支援事業 H P はこちらをクリック	地域計画の目標地図に位置付けられた「担い手」が、融資を活用するなどして経営発展に必要な農業機械・施設を導入する際の機械等の導入費を支援	補助率： 1/2以内（機械・施設） 補助上限： 1,500万円（個人） 3,000万円（法人）	★ 優先枠 取組内容に応じてポイントの高い申請者から採択する仕組みとしています。計画認定者の優遇措置として、認定計画者のみで採択審査を行う優先枠が設けられています。
⑥ 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業 H P はこちらをクリック	沖縄県、鹿児島県等のさとうきび・かんしょ産地や北海道の畑作物産地における、持続的な産地体制の構築に必要な省力作業機械の導入等を支援	補助率： 1/2以内（機械） (さとうきびは6/10以内) 補助上限： 1,000万円※ 等 ※作業受託組織が基幹作業を受託する場合にあっては、受益面積1haあたり60万円	★ ポイント加算 1~2ポイントを付与（満点は15ポイント[さとうきび]、20ポイント[都道府県向け事業]）
⑦ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業） H P はこちらをクリック	畜産クラスター計画を策定した産地における、計画の実現に必要な畜舎等の整備や機械導入を支援	補助率： 1/2以内（機械・施設） 補助上限： 【施設整備】 5億円/年	★ ポイント加算 施設：最大10点付与（満点は190ポイント） 機械：5ポイントを付与（満点は95ポイント）
⑧ ICT化等機械装置等導入事業 H P はこちらをクリック	酪農・肉用牛経営の省力化に資するロボット・AI・IoT等の先端技術を用いた機械装置等の導入を支援	補助率： 1/2以内（機械・施設） 補助上限：1経営体当たり 3,000万円（機械） 5,000万円（一体的施設）	★ 要件化 機械装置導入に伴う一体的な施設整備（補改修）の対象者は、計画認定者に限定



スマ農法 計画認定者※への優遇措置 (R7年補正)

※ 生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等

【機械・施設の導入支援 4】

事業名	事業の概要	補助率など	スマ農法計画認定者への優遇措置
⑨ 農地耕作条件改善事業 H P はこちらをクリック	農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、基盤整備と一体的に行うスマート農業の導入に要する RTK-GNSS基準局、自動操舵システム等の導入 を支援	補 助 率： 1/2以内、 定額（27万5千円／10a（区画拡大）等）	★ 要件化 自動操舵システム等（セミハード）の支援の対象者は、 計画認定者に限定
⑩ 農業生産基盤情報通信環境整備事業 H P はこちらをクリック	スマート農業の実装等を推進するため、光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備（ RTK-GNSS基準局、自動給水栓、環境測定センサー等 ）の導入を支援	補 助 率： 1/2以内 等（施設整備） 定額（計画策定）	★ 優先採択 事業実施区域において、計画認定者と連携した取組である場合は、 優先採択

【その他の支援】

⑪ 産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援 H P はこちらをクリック	<対策のポイント> 果樹及び茶について、需要の変化に対応した 優良品目・品種、省力樹形の導入 や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援	補 助 率： 1/2以内（改植など） 定額（未収益期間の幼木管理経費など）	★ ポイント加算 計画認定者に 1ポイントを付与 （満点は30ポイント）
---	--	---	--